



# 長沼町強靱化計画



令和 7 年 3 月  
長 沼 町



# 目 次

## 第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 地域防災計画との比較	3
4 計画期間	3

## 第2章 長沼町強靱化の基本的考え方

1 長沼町の概況	3
2 災害特性	4
3 長沼町強靱化の目標	4

## 第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	5
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6

## 第4章 長沼町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方	7
2 施策推進の指標となる目標値の設定	7
3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	10

## 第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	44
2 計画の推進方法	44

別紙1-1～1-2 強靱化のための施策プログラムとその重要度	45
--------------------------------	----



## 第1章 はじめに

### 【国土強靱化とは】

大災害の都度、長期間をかけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要である。

また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要がある。

このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、あわせ

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

(出展：内閣官房国土強靱化推進室資料)

### 1 計画の策定趣旨

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなり、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる平成30年（2018年）12月及び施行後10年となる令和5年（2023年）7月に、国・道において基本計画の見直しが行われた。

本町にあっては、明治の開拓以来、幾多の洪水や自然災害との戦いの中で築かれてきた町であり、過去に大きな被害をもたらした災害の種別としては風水害（台風、洪水、暴風）、雪害及び地震が挙げられる。

昭和56年8月 3日～12日 台風12号による水害（災害救助法適用）  
(避難者181世帯626人)

平成20年2月20日 暴風雪による車両の立ち往生  
(国道274号で車両140台が立ち往生)

平成30年9月 4日

台風21号による暴風被害

(最大瞬間風速29.6m/s、停電2500戸)

平成30年9月 6日

胆振東部地震による全域停電被害

(震度5強、避難者28世帯60名)

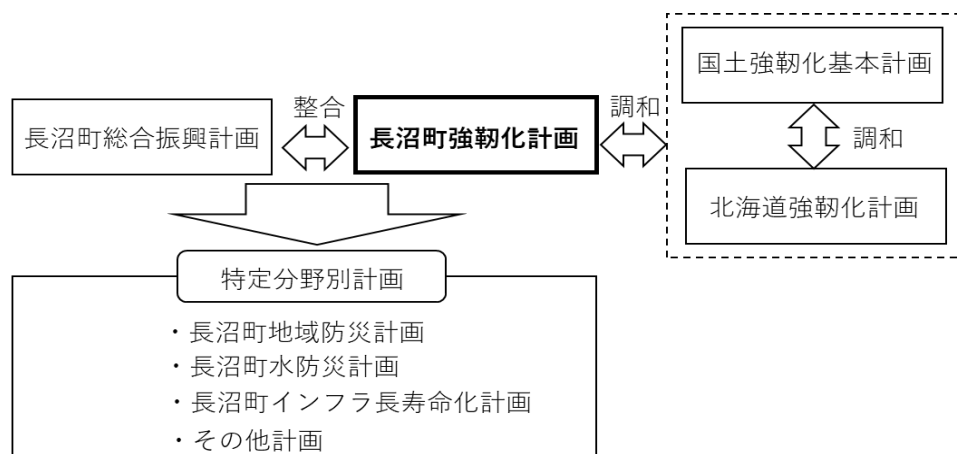
自然災害による被害の広大化・激甚化する傾向を踏まえ、また町の中央部を南北に石狩低地東縁断層帯が縦断していることなどから風水害、雪害、地震等の自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、本町においても、阪神淡路大震災、東日本大震災、胆振東部地震、能登半島地震及び能登半島豪雨など自然災害が頻発・激甚化する教訓を踏まえ、「長沼町地域防災計画」及び「長沼町水防計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための各種取組を強化してきたところであるが、これを機に本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、本町の強靱化を図ることは、今後想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、大規模な地震、火山噴火、豪雨・豪雪などの自然災害及び避難施設における災害関連死などから町民の生命・財産を守るとともに、本町の持続的な成長を実現させ、次の世代に誇れる豊かで安全で安心な町を受け継いでいくためにも、国や道の支援、近隣市町村との協力のもと町民の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していくことが必要である。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「長沼町強靱化計画」を作成する。

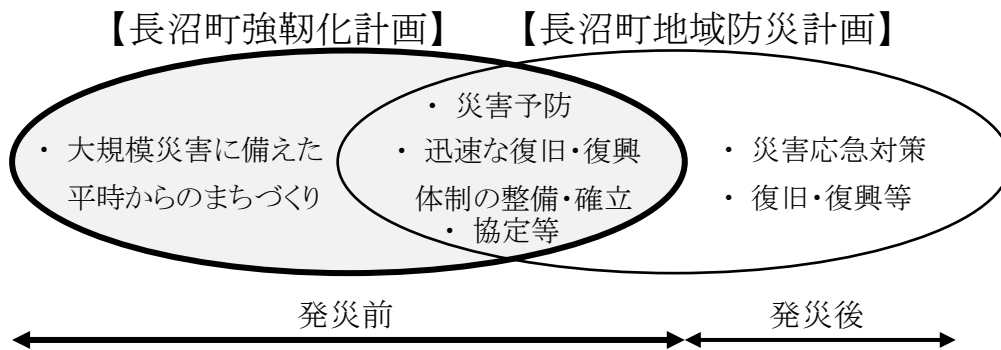
## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。また、国の「国土強靱化基本計画」、道の国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「長沼町総合振興計画」との整合を図り、「長沼町地域防災計画」、「長沼町水防計画」等の特定分野別計画の具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付ける。



### 3 地域防災計画との比較

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに災害時に関する業務等を定めるものであり、災害時業務を遂行する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。これに対して長沼町強靱化計画は、平時の各種事業整備による備えを中心に、災害に強いまちづくりを推進し、迅速な復旧・復興の視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画とする。



### 4 計画期間

「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」を踏まえ、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となるとともに「長沼町総合振興計画」との整合性を図る必要性から、計画期間は、2021年度（令和3年度）から2028年度（令和10年度）までの8年間とする。

## 第2章 強靱化の基本的な考え

### 1 長沼町の概況

#### (1) 位置及び面積等

本町は、北海道石狩平野の南東、空知総合振興局管内の南部に位置し、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、岩見沢市、栗山町、由仁町と隣接し、道庁所在地である札幌市には、1時間の距離にある東西15.5km、南北21.1kmで、周囲47.1km、総面積168.52km<sup>2</sup>の農業を主産業とした町である。

本町の地勢の起伏状態は、大別して西部約8割は平野部、東部約2割は馬追丘陵の山頂294.2mを頂点として丘陵地帯が連なる。

#### (2) 地形・地質

本町の地形は東側三分の一が馬追丘陵端部の緩傾斜地であり、西側三分の二は石狩低地帯の平坦地である。この低地帯は千歳川と夕張川に挟まれ、これらの河川が形成した沖積平野である。全体的地盤の傾斜は北から南に、また、東部山麓から西に向かい極めて緩い傾斜をなしている。降雨の場合には、この傾斜の末端部である西長沼付

近に水勢が向い、ここに滞水しやすくなる。

土壌については、丘陵地帯が褐色森林土に覆われ、低地帯はグライ土と灰色低地土が広く分布しており、その中に島状に低位泥炭土がある。

また、河川の氾濫に起因する土性の粗い土壌もみられる。

### (3) 石狩低地東縁断層帯

地震調査研究推進本部によると、直下型地震の原因となる活断層が、本町のほぼ中央を南北方向に縦断している。

### (4) 道路・交通

国道274号線が本町南部を東西に走り、また国道337号線及び道央圏連絡道路泉郷道路が南北に横切り、道東と札幌、千歳空港及び苫小牧港と道北・石狩北部とを結ぶ物流の重要経路を有する。

## 2 災害特性

(1) 四方を丘陵と河川に挟まれた地形であることから、隣接市町とを結ぶ道路及び橋梁が損傷及び倒壊した場合には、長期間、孤立する可能性がある。

(2) 本町内には、多数の中小河川及び農業用水路が存在することから、河川や水路からの越流及び内水氾濫は、町民の移動を著しく制限するとともに、住宅浸水等により住民の生活基盤を奪い、長期避難を余儀なくさせる。また、農地に流入した土砂は、作物被害はもとより長期の営農を阻害する。

(3) 石狩低地東縁断層帯を原因とする地震が発生した場合、「震度6強」が想定されており、家屋の倒壊や土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらすことが予想される。

(4) 道東と道央、道北と千歳空港及び苫小牧港を結ぶ物流の輸送経路を有することから道路及び橋梁が損傷及び倒壊した場合、或いは災害による交通の途絶等が発生した場合には、物流の停滞を招き、強いては道や国の経済活動に影響を与える可能性がある。

(5) 南空知を代表する町であるとともに、近年、札幌圏の一町として被害を最小化し健在することが求められている。

## 3 長沼町強靱化の目標

本町には、石狩低地東縁断層帯を震源とする最大で、震度6強の地震が発生するおそれがあることや、過去の災害記録により風水害や雪害などの自然災害リスクが存在することが明らかになっている。

本町の強靱化の意義は、大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、産業や交通の重要な地位にある町として自然災害からの減災・防災を図り、健在することにより道や国の強靱化に貢献することにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうと

する取組であり、人口減少対策や地域経済の活性化など、直面する政策課題にも有効に作用し、かつ、持続可能な行財政基盤の確立に寄与するものでなければならない。

本町の強靱化を進めるにあたっては、「国土強靱化基本計画」に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの目標を長沼町強靱化計画の基本目標とし、「第6期長沼町総合振興計画」のまちづくりテーマ（目指す姿）の基本施策のひとつである、災害に強く「安全・安心で快適にくらせるまち」の実現に向け、関連施策を推進するものとする。

#### 【長沼町の基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

安全・安心で快適にくらせるまち

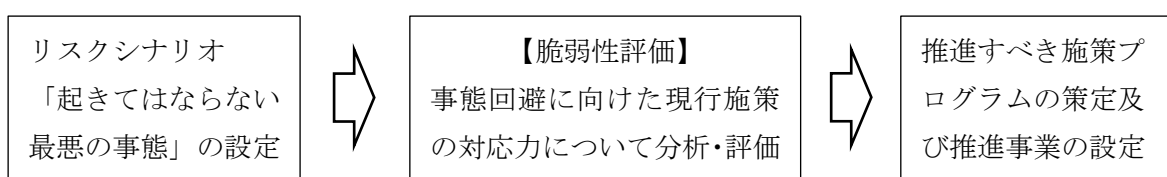
### 第3章 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

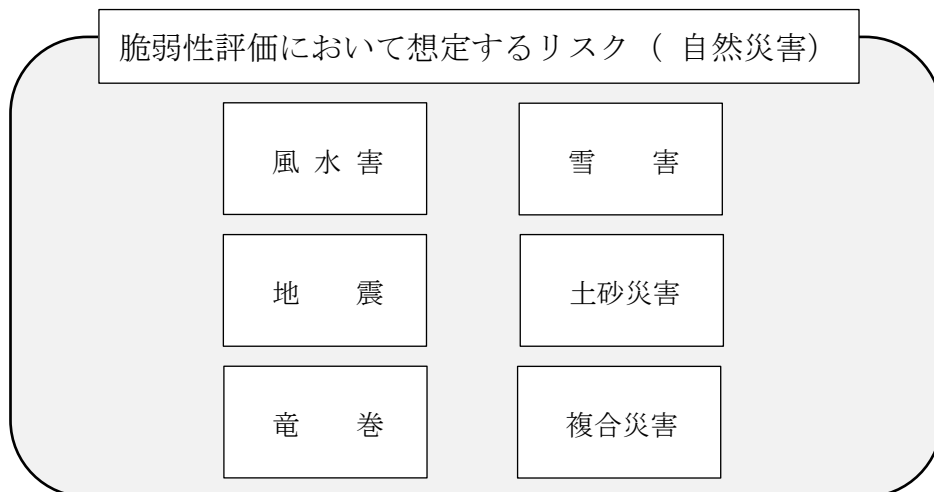
(1) 大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国道強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施する。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



(2) 「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考として、過去に本町で発生した自然災害及びどの町にも起きる可能性のある自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定する。



## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」で設定されている「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷地などの特性を踏まえるとともに、施策の重複を勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして6つのカテゴリーと20個の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害及び突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止

		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 食糧の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材等の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

## 第4章 強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章で考察した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「長沼町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ設定する。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策プログラムの推進にあたっては、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（努力目標）を設定するものとする。また、本計画の実効性を確保するため、「北海道強靱化計画」との調和も図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策プログラムを設定する。

## 強靱化のための施策プログラム

強靱化のための施策プログラム		
1 人命の保護		
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	
1-1-1	住宅、建築物の耐震化	重点
1-1-2	建築物の老朽化・空き家対策	重点
1-1-3	緊急避難場所及び避難所の指定	重点
1-1-4	緊急車両や支援物資の輸送を容易にするための道路整備	重点
1-2	土砂災害及び突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
1-2-1	ハザードマップの整備と危険度の住民周知	重点
1-2-2	河川改修、遊水地・排水機場の運用による治水対策	重点
1-2-3	ため池等の防災対策強化	
1-3	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	
1-3-1	除排雪体制の整備	重点
2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保		
2-1	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
2-1-1	訓練による救助・救急活動能力の向上	重点
2-1-2	自衛隊の体制の維持	重点
2-2	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生	
2-2-1	町立病院による医療救護活動の強化	
2-2-2	福祉支援の強化	重点
2-3	被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止	
2-3-1	物資供給に関する連携体制の強化	重点
2-4	避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生	
2-4-1	避難訓練の実施	
2-4-2	積雪寒冷地を想定した備蓄品や避難所対策	

3 行政機能の確保		
3-1	行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	
3-1-1	災害対策本部機能の強化	重点
3-1-2	業務継続体制の整備	
3-1-3	広域応援・受援体制の整備	重点
4 経済活動の機能維持		
4-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
4-1-1	企業の業務継続体制の強化	
4-2	食糧の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	
4-2-1	食料生産基盤の整備	重点
4-2-2	地場農産物の付加価値と販路拡大	重点
4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	
4-3-1	森林の保全整備	重点
4-3-2	農地・農業水利施設等の保全管理	重点

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保		
5-1	通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶	
5-1-1	関係機関との情報の共有と連携の強化	重点
5-1-2	住民等への防災情報伝達体制の強化	重点
5-1-3	外国人、観光客、帰宅困難者等への情報伝達体制の強化	
5-1-4	高齢者等の要配慮者対策の推進	重点
5-1-5	自主防災組織の活動能力向上	重点
5-2	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
5-2-1	電力基盤の整備	
5-2-2	燃料等供給体制の強化	
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
5-3-1	長幌上水道企業団との連携の強化	重点
5-3-2	下水道事業の防災対策強化	
5-4	地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
5-4-1	交通ネットワークの整備	

	5-4-2 物流交通の確保	重点
6	迅速な復旧復興等	
6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
6-1-1	災害廃棄物処理体制の整備	
6-2	復旧・復興等を担う人材等の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下	
6-2-1	社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの運営	
6-2-2	人材の確保と育成	
6-2-3	市街地としての機能の維持・拡大	重点

### 別紙1 「強靱化のための施策プログラムとその重要度」

## 3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

### 1 人命の保護

- ・ 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

#### 1-1-1 住宅、建築物の耐震化

重点

#### 概況

本町では、長沼町耐震改修促進計画（平成20年3月）により、耐震化率を90%とする目標を定めるとともに、地震が発生した際に、災害対策の拠点となる役場庁舎及び消防支署、医療救護拠点となる町立長沼病院等、避難収容施設となる小・中学校、ライフライン施設、社会福祉施設等及びその他の防災上重要な建築物は、「より優先的に耐震化を図る建築物」として耐震化を推進している。

### ○ 脆弱性評価

本町の東部には石狩低地東縁断層帯主部が縦走しており、これを震源とする地震が発生した場合、建物の倒壊により被害が増大する可能性がある。

区 分	平成19年度末	平成30年度末(独自調査)
住宅の耐震化	71.1%	75.5%
多数の者が利用する建築物の耐震化	44.0%	87.0%

### ○ 施策プログラム

- ・ 民間住宅・建築物の耐震化

本町では、戸建て木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施するとともに、住宅

リフォーム補助金助成制度を活用して、民間住宅等の耐震化を促進する。

- ・ 公共建築物の耐震化

公共建築物の耐震化については、耐震診断の結果により補強が必要と判断された建築物については、個々の状況に応じて建替、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、耐震化を推進する。

- ・ 避難所エレベーターの耐震化

災害時に避難所として使用するエレベーターについては、特に重点的、緊急的に防災対策改修及び耐震化を促進する。

- 推進事業

- ・ 住宅市街地総合整備促進事業（国）：都市整備課

- 推進事業

- ・ 長沼町木造住宅無料耐震診断事業（町）：都市整備課
- ・ 住宅リフォーム補助金助成事業（町）：都市整備課
- ・ 長沼町特定空家等解体支援助成事業：都市整備課  
（空き家対策総合支援事業補助金）
- ・ 長沼町空家活用支援助成事業：都市整備課  
（空き家対策総合支援事業補助金）

- 関係計画

- ・ 長沼町住生活基本計画：都市整備課
- ・ 長沼町耐震改修促進計画：総務財政課、都市整備課

## 1-1-2 建築物の老朽化・空き家対策

重点

### 概況

本町では、「長沼町空き家対策推進に関する条例（令和元年6月）」の施行と「空き家等対策計画（令和元年度）」の策定による空き家の適正管理の推進を図るとともに「住宅リフォーム助成事業」「長沼町空き家・空き地バンク」事業により、空き家の発生抑制と利活用について推進している。

- 脆弱性評価

本町内の市街地及び郊外において、徐々に老朽空家が発生しており、近隣環境の影響や震災及び暴風発生時の危険性が顕在化している。

- ・ 令和5年度空き家実態調査結果

198件の空き家のうち、適正管理が必要な特定空家等候補建物数8件

○ 施策プログラム

老築化と耐震性の無い町営住宅は、「長沼町公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替を実施する。

- ・ 住宅建築物の老朽化対策
- ・ 空き家等所有者への適正管理の必要性及び利活用制度の周知
- ・ 住宅の安全性、耐久性の向上のためのリフォーム工事助成
- ・ 空き家の活用及び解体に対する助成事業
- ・ 公共建築物の老朽化対策

公共施設等総合管理計画に基づく未活用公共施設の早期除却

● 推進事業

- ・ 長沼町住宅リフォーム補助金助成事業（町）：都市整備課
- ・ 長沼町空き家活用支援事業（空き家対策総合支援事業補助金）：都市整備課
- ・ 長沼町特定空き家等解体支援助成事業（空き家対策総合支援事業補助金）  
：都市整備課
- ・ 長沼町空き家・空き地バンク事業（町）：政策推進課

● 関係計画

- ・ 長沼町住生活基本計画：都市整備課
- ・ 長沼町空家等対策計画：都市整備課
- ・ 長沼町公営住宅等長寿命化計画：都市整備課

1-1-3 緊急避難場所及び避難所の指定

重点

概況

本町では、想定している災害に適応した緊急避難場所（避難所共通）10か所をを指定し、町のホームページに掲載するとともに、ヤフーの防災アプリからも閲覧できるよう広く周知している。また、北海道開発局との連携のもと「まるごとまちごとハザードマップ」を実施し、町民の生活の中で避難所の位置や想定浸水深を知ることができる態勢を保持している。

○ 脆弱性評価

- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所（一時避難所を含む。）
- ・ 公共施設の利活用等により避難所が減少する可能性があることから、避難所の見直し及び収容人員数の確保のための事業所等との避難所利用に関する協定締結が必要となる。
- ・ 避難所が市街地に集中しているとともに、農村地域では避難所までの移動距離が長く荒天時での移動には一層の危険がある。

- ・ 住民への周知
  - 確実な避難所の周知及び防災気象情報等の用語の理解促進のために、防災ガイドブックと併せ全戸に配布するなどの対策が必要である。
- ・ 道路利用者を対象とした避難所の指定
  - ・ 国道274号及び道央圏連絡道の利用者の安全・安心と物流の確保を図る必要がある。
- 施策プログラム
  - ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所
    - ・ 町民に分かりやすく、身近で安全な避難場所の指定の推進
    - ・ 公共施設の再編等による避難収容人員数の減少防止
    - ・ 垂直避難の普及
    - ・ ホームページ及びあらゆる機会を活用し、避難所や避難行動に関する周知徹底を図り防災意識及び認知度の向上を図る。
  - ・ 道路利用者を対象とした避難所の指定
    - ・ 国道274号及び道央圏連絡道の利用者等を対象とした「道の駅」の防災拠点化
- 推進事業
  - 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（国）：産業振興課、総務財政課
- 関係計画
  - 長沼町過疎地域持続的発展市町村計画：政策推進課
  - 長沼町地域防災計画：総務財政課

#### 1-1-4 緊急車両や支援物資の輸送を容易にするための道路整備

重点

##### 概況

本町では、地震発災直後から発生する緊急輸送を円滑、確実に実施するため、道の促進計画において指定する「地震時に通行を確保すべき道路」の他、町防災計画で指定している避難施設がより有効に機能するために、地震発生時に通行を確保する道路として、緊急輸送路を確保している。

- 脆弱性評価
  - ・ 緊急輸送路
    - 建物の倒壊及び街路樹等の倒木により災害時に道路を閉塞する可能性がある。
  - ・ 町指定の緊急輸送路
    - ・ 道路の幅員が狭隘なところがある。
    - ・ 本町内を流れる河川を始め水路等にかかる橋梁等が多数存在し、道路設備の

修繕及び改修が必要。

○ 施策プログラム

- ・ 緊急輸送路  
災害時には道路機能を速やかに復旧させるため関係機関と調整する。
- ・ 町指定の緊急輸送路
  - ・ 道路幅員の狭隘な箇所については拡幅整備を推進する。
  - ・ 河川を始め水路等にかかる橋梁等の道路設備については定期点検を行い適切な修繕及び改修を推進する。

● 推進事業

- ・ 道路新設改良事業（社会資本整備総合交付金）：都市整備課
- ・ 街路新設改良事業（社会資本整備総合交付金）：都市整備課
- ・ 橋梁維持補修事業（道路メンテナンス事業）：都市整備課

● 関係計画

- ・ ほっかいどう道路整備プログラム：都市整備課
- ・ 長沼町橋梁長寿命化修繕計画：都市整備課

- ・ 1-2 土砂災害及び突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-2-1 ハザードマップの整備と危険度の住民周知

重点

概況

本町では、国や道と連携し洪水浸水想定区域（想定最大規模）に基づくハザードマップの公表、まるごとまちごとハザードマップの実施による想定浸水深の表示及び土砂災害危険個所の警戒区域指定を行う等して、住民周知に努めている。

○ 脆弱性評価

本町が避難情報を発出しても避難につながらないことが多く、洪水等の危険区域及び土砂災害警戒区域内にある住民に対するハザードマップの周知に併せ、ハザードマップの見方についても知らせる必要がある。

- ・ 洪水等の災害危険区域  
国、道、町管理河川の15河川、流路延長350.5km
- ・ 土砂災害警戒区域等  
急傾斜地の崩壊区域3件、土石流区域14件

○ 施策プログラム

- ・ 常に最新の状態でハザードマップを維持するとともに、あらゆる機会をとらえ

てハザードマップの普及に努める。

- ・ 自己位置が分かり易く、避難につながるハザードマップの作製

● 推進事業

長沼町防災対策推進事業（町）：総務財政課

● 関係計画

- ・ 長沼町地域防災計画：総務財政課
- ・ 長沼町水防計画：総務財政課
- ・ 防災ガイドブック：総務財政課

1-2-2 河川改修、遊水地・排水機場の運用による治水対策

重点

概況

本町は、千歳川、夕張川、嶮淵川、旧夕張川等の治水事業及び排水機場の整備事業について国や道に計画的な整備を要望するとともに、小中河川においては道・町・河川愛護団体等による河川維持・整備により治水対策を推進している。

○ 脆弱性評価

- ・ 近年の異常気象を踏まえた河川改修や河川管理が必要である。
- ・ 護岸や川床の草刈り、浚渫の未実施による氾濫の危険性がある。

○ 施策プログラム

- ・ 河川改修、遊水地・排水機場の計画的な整備を要望
- ・ 河川改修等のハード対策に併せ、ハザードマップやタイムライン等ソフト対策を推進するとともに住民に周知し、被害の最小化を図る。

● 推進事業

- ・ 千歳川整備事業（国）：都市整備課
- ・ 夕張川河川整備事業（国）：都市整備課

● 関係計画

- ・ 千歳川河川整備計画（堤防強化・河道掘削・遊水地整備）：都市整備課
- ・ 夕張川河川整備計画（堤防の整備・河道掘削・ダム of 整備）：都市整備課
- ・ 千歳川流域水害対策計画（排水機場の排水規制ルールの緩和）：都市整備課

1-2-3 ため池等の防災対策強化

## 概況

本町には、富士戸堰堤（ダム）の他、丘陵部に多数の農業用ため池が存在する。本町では、農業用ため池が個人及び共同管理であることから管理保全について計画的に指導している。

### ・ 現 状

区 分	水 位	施設点検
富士戸堰堤（ダム）	監視カメラ	職員による現地点検

## ○ 脆弱性評価

ため池が破堤した場合の被害想定区域の設定や避難場所等の確保と、地域住民に対する情報提供が必要である。

## ○ 施策プログラム

### ・ 農業用ため池

防災上重要なため池1個については、シミュレーションにより住家等に被害が及ばないことが確認されているが、管理保全について指導を継続する。

### ・ 富士戸堰堤（ダム）

近年の豪雨に対応するためにも、下流域の農業用水の水位を保持したうえで事前放流等の対応について関係機関との検討の必要性がある。

## ・ 1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

### 1-3-1 除排雪体制の整備

重点

## 概況

本町は、降雪、吹雪等による雪害が予想される場合において、降雪及び積雪の状況を適切に把握し、必要により道路を通行止めにするとともに、長沼町除雪事業実施計画に基づき除排雪を実施している。

## ○ 脆弱性評価

### ・ 体 制

- ・ 道路利用者に対する道路情報を発信し、被害の拡大を防止する必要がある。
- ・ 除排雪機械の計画的な更新と、オペレーターの育成・確保が必要である。

### ・ 道路管理

- ・ パトロール体制を強化し、地域の積雪状況を把握する必要がある。

## ○ 施策プログラム

- ・ 体制
  - 防災無線やホームページ、長沼町公式LINEアカウントを用いた道路情報の発信
- ・ 道路管理
  - パトロール体制の強化について道路管理者に要望するとともに情報の共有を図る。
- 達成目標
  - ・ 除排雪機械 【現状 16 台】 ⇨ 【目標 維持】
  - ・ オペレーターの維持確保 【現状 20 人】 ⇨ 【目標 維持】
- 推進事業
  - 長沼町除雪事業（町）：都市整備課
- 関係計画
  - 長沼町除雪事業実施計画：都市整備課

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

- ・ 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 2-1-1 訓練による救助・救急活動能力の向上

重点

#### 概況

本町では、昭和56年の水害被害を契機に、翌57年から水防訓練を毎年実施し、平成21年には総合防災訓練と名称を変え、防災情報の伝達、避難、救助・救出、水防活動、炊き出し等の訓練を消防、警察、自衛隊等関係機関の協力のもと実施し、関係機関との連絡調整及び練度向上を図っている。

#### ○ 脆弱性評価

道・国の関係行政機関等が被災し、救助・救急活動が停滞することを前提に、家庭、学校及び事業所での防災能力を高め、被害の軽減を図る必要がある。

#### ○ 施策プログラム

- ・ 保育園、小学校及び中学校での「シェイクアウト訓練」及び土曜授業を活用した「1日防災学校」の実施により、自らの安全を確保するための行動ができる知識を身に付けさせる。
- ・ 浸水想定区域及び土砂災害危険区域内にある要配慮者施設の「避難確保計画」の作成と計画に基づく避難訓練の実施について指導

#### ● 推進事業

長沼町防災対策事業（町）：総務財政課

● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

2-1-2 自衛隊の体制の維持

重点

概況

本町では、隊区担任部隊長である陸上自衛隊第72戦車連隊長及び町内に所在する航空自衛隊長沼分屯基地司令に、長沼町防災会議委員及び水防協議会委員として防災に関わる街づくりに参画いただくとともに、毎年実施している総合防災訓練を通じ、避難者の輸送、給食及び水防活動での指導等多岐にわたり協同連携し、防災力の向上を図っている。

○ 脆弱性評価

北海道に所在する陸上自衛隊及び航空自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が減少した場合、災害発生時における対応に遅れが生じ、被害が拡大する懸念がある。

○ 施策プログラム

- ・ 災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組みを推進する。
- ・ 本町の行事等に、積極的に参加いただき、町民との一体感の促進を図る。

● 推進事業

- ・ 庶務事業（自衛官募集協力事業）：総務財政課
- ・ 企画推進事業（自衛隊体制の維持・拡充に関する要望）：政策推進課

- ・ 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

2-2-1 町立病院による医療救護活動の強化

概況

本町では、医療救護活動が必要な災害が発生した場合には、町立病院において、傷病者へのトリアージ、応急処置及び他医療機関への移送等の処置を実施することを基本に医療体制を整備している。

○ 脆弱性評価

- ・ 災害の程度によっては、人材や医療機器や器具等の不足により、現地での必要な救護所を開設・運営できない可能性がある。
- ・ 大規模災害を想定した救護所の開設・運営訓練が不足し、医療救護活動に支障がでる可能性がある。

○ 施策プログラム

- ・ 災害時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、大学病院、町内民間病院及び北海道医師会・歯科医師会等との連携による災害時医療受援体制を整備する。
- ・ 医療従事者の確保や研修体制の強化及び医療機器の更新などにより普段からの良質な医療サービスの提供ができるよう経営の安定化を目指し、医療救護活動能力の練度維持を図る。

● 推進事業

- ・ 医療機械等整備事業（国）：町立長沼病院
- ・ 専門医医療確保事業（国）：町立長沼病院
- ・ 救急医療確保事業（国）：町立長沼病院

● 関係計画

- ・ 町立長沼病院経営強化プラン：町立長沼病院
- ・ 町立長沼病院等業務継続計画：町立長沼病院

2-2-2 福祉支援の強化

重点

概況

本町では、「総合保健福祉センターりふれ」の一部を、福祉避難所として指定し、災害時に活用するとともに、町内の社会福祉施設等には、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備及び災害時の組織体制、緊急連絡体制の整備、平時からの防災教育・防災訓練の充実を図るよう求めている。

○ 脆弱性評価

- ・ 福祉避難所としての機能を充実させるための更なる防災備蓄や施設維持管理、受け入れ体制の整備を進める必要がある。
- ・ 在宅被災者が存在する可能性があることから、公的扶助等の必要な支援を漏れなく実施できるよう民生委員・児童委員との連携強化を図る必要がある。
- ・ 社会福祉施設等の災害対応力を高めるための各種支援に取り組む必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 計画的に防災備蓄品の更新、充実を図る。
- ・ 要配慮者の安全性を確保するための適切な施設維持管理を継続する。
- ・ 「長沼町避難所開設・運営マニュアル」に基づき、福祉避難所の運営能力向上を図る。
- ・ 福祉避難所での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、災害時における人的支援の促進を図る。
- ・ 「社会福祉施設等の相互支援協定」の締結を進めるなど、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援の充実を図る。
- ・ 社会福祉施設等における防災計画等の策定を支援する。

● 推進事業

- ・ 総合保健福祉センター運営管理事業（町）：保健福祉課
- ・ 長沼町防災事業（町）：総務財政課

● 関係計画

- ・ 長沼町地域防災計画：総務財政課
- ・ 長沼町障がい者基本計画：保健福祉課
- ・ 長沼町障がい福祉計画：保健福祉課
- ・ 長沼町障がい児福祉計画：保健福祉課
- ・ 長沼町高齢者保健福祉計画：保健福祉課
- ・ 長沼町子ども・子育て支援事業計画：子ども育成課
- ・ 保育園における事業継続計画（BCP）：子ども育成課

- ・ 2-3 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止

2-3-1 物資供給に関する連携体制の強化

重点

概況

本町では、北海道、近隣市町村、民間企業及び団体等との防災に関する各協定を締結し、食糧・飲料水等を入手・輸送し、早期に被災者の生活安定を図ることとしている。

- ・ 現状（協定締結状況）

物資供給	町内	道内	道外
災害時における物資供給に関する協定	2	2	1
災害時における物資輸送に関する協定		3	
自治体間相互支援		道内	道外
自治体間の災害時における相互応援に関する協定		1	1

○ 脆弱性評価

- ・ 協定締結企業及び団体等との災害時を想定した物資の供給及び輸送に関する訓練を実施する等の普段からの連携を強化する必要がある。
- ・ 同一地域の企業や団体の他、遠隔地の企業や団体との協定を推進し、同一災害で被害を受け、物資の供給が長期停止することを避ける必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 近隣市町村、民間企業及び団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、防災訓練等を通じ、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。
- ・ 同一災害で被害を受けないように、遠隔地の企業や団体とも協定を締結するとともに、食糧品に限らず衣類、医薬品などの想定する被害に応じた協定締結に留意する。

● 推進事業

長沼町防災対策事業（町）：総務財政課

● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

- ・ 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

2-4-1 避難訓練の実施

概況

本町は、毎年、総合防災訓練において、関係機関の協力を得て、土砂災害想定及び浸水想定に基づき、該当地区の町民参加による避難訓練を実施している。

・ 現状

訓練名	訓練対象
総合防災訓練	該当地区、役場
シェイクアウト訓練	保育園、小学校、役場
1日防災学校	小学校
事業所独自訓練	「避難確保計画」策定事業所

○ 脆弱性評価

厳冬期の避難訓練については未実施であり、降雪時の避難のあり方や避難所の暖房の取り方などを検証する必要がある。

○ 施策プログラム

宿泊を伴う避難訓練を実施し、段階的に厳冬期の避難訓練を実施

● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

2-4-2 積雪寒冷地を想定した備蓄品や避難所対策

概況

本町は、積雪寒冷地を想定した備蓄品を計画的に整備するとともに、暴風雪により国道274号線で約140両の車が停滞した過去の事例から、運転手等を含む帰宅困難のための避難所対策等を含め、更なる避難体制の強化を図る必要がある。

また、備蓄については、災害時、家庭内備蓄、事業所内備蓄・流通在庫備蓄及び本町が行う行政備蓄を強化することで町民、事業所、行政が一体となった備蓄体制を構築することを目標とし推進している。特に一般家庭においては、食糧、飲料水、常備薬等医薬品、防寒着、カセットコンロ、ラジオ及びライトなどの最低3日分程度の備蓄を推奨している。なお、冬期及び災害などで物資運搬等の時間を要することを考慮し、孤立地域となった場合でも対応できる量である1週間程度の備蓄の必要がある。

・ 現 状

- ・ 町内の仏教会と「災害時における施設利用の協定を締結（平成25年3月）」
- ・ (株)セブンイレブンジャパンとの「災害時における物資供給に関する協定を締結（平成29年3月）」
- ・ (株)セコマと「災害時における応急生活物資の供給に関する協定を締結（令和元年12月）」
- ・ 南空知地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結（平成24年6月）」

・ 冬季用備蓄品

ポータブルストーブ	30台
ジェットヒーター	4台
ホットガン	2台
サバイバルアルミシート	422枚

## ○ 脆弱性評価

- ・ 備蓄品
  - ・ 家庭内備蓄は、3日分程度の食糧や飲料水、低体温症防止の防寒対策など健康管理を含めた備蓄を推奨しているが、実際には不足または、賞味期限を過ぎているなどの可能性がある。
  - ・ 電気や上水道の停止により、調理できない等を理由に想定以上の避難者が出る可能性がある。
  - ・ 厳冬期に地震が発生した場合には、家屋倒壊による避難者の他、ライフラインの途絶により避難者が想定以上に避難することが予想される。
- ・ 帰宅困難者
  - ・ 本町の近郊市町で働く者が帰宅できない場合の他、本町内で働き自宅に帰宅できない者も現れることから、町内の事業者に対する気象情報の伝達方法について検討するとともに食糧品や暖房器具の備蓄について推奨する必要がある。
  - ・ 暴風雪のために車が停滞した場合の運転手を安全に避難させること及び避難できない者に対する対策が必要となる。
- ・ 健康管理及びこころのケア
  - ・ 被災に伴う環境の変化や怪我などによって、感染症、熱中症、低体温症、低温火傷等各種の発症の可能性がある。特に心神喪失に伴うこころのケア対策が必要となる。

## ○ 施策プログラム

- ・ 備蓄品
  - ・ 厳冬期の災害用備蓄品の計画的な充実を推進
  - ・ 家庭内備蓄について、あらゆる機会を捉え、啓発を図るとともにローリングストックによる無理のない備蓄について推奨する。また、個々のやすらぎを保ちこころのケアの一助となるような備蓄について推奨する。
  - ・ 事業所内備蓄についても引き続き推進するとともに、行政備蓄の適切な数と保管場所に留意し、被災者の安心に寄与する。
- ・ 帰宅困難者
  - ・ 本町内事業所に対する防災無線の貸し出し及びあらゆる場を活用した防災備蓄の推奨
  - ・ 主要幹線に近い臨時の避難所の開設に備え、民間施設との協定の締結を推進させるとともに車両燃料、食糧及び毛布などの交付要領について関係機関と調

整する。

- ・ 健康管理及びこころのケア

医療機関及び保健福祉関係機関との連携を図るほか、道とDPAT（災害派遣精神医療チーム）の要請・受入を調整する。

- 推進事業

- ・ 長沼町防災対策事業（町）：総務財政課
- ・ 専門医医療確保事業（国）：町立長沼病院
- ・ 救急医療確保事業（国）：町立長沼病院

- 関係計画

- ・ 長沼町災害対策備蓄計画：総務財政課
- ・ 長沼町地域防災計画：総務財政課
- ・ 町立長沼病院等業務継続計画：町立長沼病院

### 3 行政機能の確保

- ・ 3-1 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

- 3-1-1 災害対策本部機能の強化

重点

#### 概況

本町では、災害対策本部を設置した場合、事後検証を速やかに実施するとともに、職員教育（訓練）を実施し、職員の対処能力の向上を図る等対策本部機能の向上を図っている。

- 脆弱性評価

- ・ 災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 被災直後からの人員不足や経験不足から、避難所の運営、住宅危険度判定、罹災証明の発行等について遅滞・混乱することが予想される。

- 施策プログラム

- ・ 災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。
- ・ 訓練による識能の向上の他、被災市町村への応援職員を積極的に派遣し、経験不足を補うとともに普及啓発に努める。

- 推進事業

長沼町防災事業（町）：総務財政課

● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

3-1-2 業務継続体制の整備

概況

本町では、石狩低地東縁断層帯による直下型地震が発生した場合に、災害応急対策活動からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う必要があることから、業務継続計画を定め、施設や人員に制約を受ける中でも業務が遂行できる体制を維持している。

○ 脆弱性評価

- ・ 食糧や水などの備蓄量に限りがあるため、発災から支援物資が届くまでの期間が長ければ、食糧等を配給できない可能性がある。
- ・ 職員及びその家族も被災者であることから、状況の鎮静化に伴い勤務の交代や帰宅等について計画し、業務の継続性を保持する必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 備蓄品の計画的な拡充
- ・ 災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施や検証により、計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。

● 推進事業

長沼町防災事業（町）：総務財政課

● 関係計画

- ・ 業務継続計画：総務財政課
- ・ 保育園における事業継続計画（BCP）：子ども育成課

3-1-3 広域応援・受援体制の整備

重点

概況

本町では、道内・外の自治体間相互支援に関する協定を締結するなど、災害時における応援・受援体制を推進している。

・ 現況

「災害時における北海道及び市町村相互の応援協定」（平成20年6月）

「災害時における北海道長沼町と福島県須賀川市相互応援に関する協定」

(平成24年2月16日)

「南空知災害時相互応援に関する協定」

(平成24年11月26日)

○ 脆弱性評価

協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 災害時における広域的な支援体制の強化に向け道と積極的に連携し、職員派遣を前提に調整するとともに、職員を派遣することにより得られる経験値を当町の災害時に生かせるよう蓄積を図る。
- ・ 他自治体等からの支援を円滑に受けられる体制を整備する。

● 関係計画

長沼町地域防災計画（町）：総務財政課

#### 4 経済活動の機能維持

- ・ 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

##### 4-1-1 企業の業務継続体制の強化

#### 概況

本町では、災害等の緊急時に事業活動の継続を図り、サプライチェーンを遮断させることなく、地域経済の維持・発展を図るために業務継続体制の強化を図ることを推進している

○ 脆弱性評価

- ・ 体制の強化

関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

- ・ 経済的支援

高齢化、施設の老朽化が進む中、災害に強い職場づくり及び被災後の再建について経済的支援が必要である。

○ 施策プログラム

- ・ 体制の強化

企業の業務継続体制を強化するため、まずは本格的なBCP（事業継続計画）

を策定する前に、取組やすい「事業継続力強化計画」の認定申請の普及啓発を行うとともに、災害時においても電力の供給が継続できる体制の整備を促進する。

- ・ 経済的支援
  - ・ 日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達についての支援
  - ・ 被災した企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援の確保に向けた取組の推進

● 推進事業

- ・ 日本政策金融公庫による低利融資事業(国)：産業振興課
- ・ 北海道中小企業総合振興資金事業(道)：産業振興課
- ・ 長沼町中小企業特別融資事業(町)：産業振興課
- ・ 長沼町中小企業短期資金融資事業(町)：産業振興課

- ・ 4-2 食糧の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

4-2-1 食料生産基盤の整備

重点

概況

本町は、農業を基幹産業として、食料の安定供給を基本に農地の保全と豊かな地域社会の形成など多様な役割を果たしながら発展してきた。しかし近年、担い手の高齢化、後継者不足が深刻化するとともに、本町農業を支えてきた水稻作付が減少、麦・大豆等の畑作への転換が進み、加えて、高収益作物となる野菜や花き、和牛繁殖など経営の複合化が進んでいる。

○ 脆弱性評価

- ・ 後継者の育成
  - ・ 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や、遊休農地の発生を招かないよう農地の効率的な集積や多様な担い手の育成・確保が必要である。
  - ・ 農業における作業負担の軽減と収益率向上の取組が必要である。
- ・ 基盤整備
  - ・ 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要である。
  - ・ 農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤の整備が必要である。

○ 施策プログラム

- ・ 後継者の育成
  - ・ 農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者、認定農業者や農地所有適格法人など、多様な担い手の育成と確保を図る。
  - ・ ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取組を推進する。
  - ・ 担い手への農地集積として北海道農業公社の農地保有合理化事業等の活用を図る。
- ・ 基盤整備
  - ・ 土地改良施設の計画的な更新や、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備を推進する。

● 達成目標

- ・ 遊休地 【現状 0 ha】 ⇨ 【目標 0 ha】
- ・ 新規就農者 【現状 5名】 ⇨ 【目標 13名】

● 推進事業

- ・ 後継者の育成
  - ・ 新規就農者育成総合対策（国）：産業振興課
  - ・ 農地利用効率化等支援交付金（国）：産業振興課
  - ・ 担い手確保・経営強化支援事業（国）：産業振興課
- ・ 基盤整備
  - ・ 国営農地再編整備事業（国）：産業振興課
  - ・ 道営農地整備事業（道）：産業振興課
  - ・ 農業競争力基盤強化特別対策事業（道）：産業振興課
  - ・ 農地耕作条件改善事業（道）：産業振興課
  - ・ 道営農道整備特別対策事業（道）：産業振興課

4-2-2 地場農産物の付加価値と販路拡大

重点

概況

本町では、国や道の食糧生産基盤として、関係機関・団体との協力による安全・安心な農産物を安定的に供給できるシステムの構築を図るとともに食のブランド化、6次産業化の展開・拡充を図っている。

○ 脆弱性評価

災害時においても食糧の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大を図る必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 付加価値の高い特産品の開発等、農業の6次産業化への生産者の意欲的な取組を支援するなど、本町の持つ地域資源や特性を活かし、地域力やブランド力を向上させる取組を推進するとともに、消費者と産地との連携強化などを図り、販路の拡大に努める。
- ・ 農業機械導入支援などにより生産性や品質の向上を図り、安定的な食糧供給の環境づくりの取組を推進する。

● 推進事業

- ・ 農地利用効率化等支援交付金（国）：産業振興課
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業（国）：産業振興課
- ・ がんばる農家支援事業（国）：産業振興課
- ・ 長沼ブランド・プロモーション推進事業（町）：政策推進課

・ 4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

4-3-1 森林の保全整備

重点

概況

本町では、農地にある保安林機能回復のための改植や山林の間伐を計画的に実施するとともに、暴風後のパトロール等により保全整備を実施している。

・ 現状

国有林	道有林	町有林	私有林	計
1,127 ha	— ha	264 ha	419 ha	1,810 ha

○ 脆弱性評価

- ・ 森林の荒廃や伐採等による土砂災害の発生あるいは、土砂が農地に流入した場合、長期間営農ができず災害が甚大化する可能性がある。
- ・ 森林が持つ水源のかん養等の多様な機能が発揮されない事態を招く可能性がある。

○ 施策プログラム

- ・ 森林所有者に対し、森林の荒廃や伐採等による災害発生を未然防止するため、

針広混交林化の推進等による健全な森づくりへの啓発活動の実施

- ・ 森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な町有林の整備・保全を実施するとともに私有林保有者に対する指導を推進する。

● 達成目標

森林経営計画面積の割合

【現状 30%】 ⇨ 【目標 35%】

● 推進事業

- ・ 森林環境保全整備事業（国）：産業振興課
- ・ 未来につなぐ森づくり推進事業（道）：産業振興課

● 関係計画

長沼町森林経営計画：産業振興課

4-3-2 農地・農業水利施設等の保全管理

重点

概況

本町では、関係機関との連携のもと排水機場及び農業用排水門等の適正な操作及び維持管理により、灌水被害の最小化に努めている。

・ 現状

国管理水門	道管理水門	排水機場
27カ所	54カ所	9カ所

○ 脆弱性評価

- ・ 農業水利施設等の経年劣化及び老朽化による灌水被害の可能性はある。
- ・ 農作物の灌水被害の程度によっては、町の経済に限らず地方や道の経済にも大きな影響を与える可能性がある。

○ 施策プログラム

- ・ 農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進する。
- ・ 排水機場操作員に研修を実施し、操作練度の維持向上を図る。
- ・ 災害時における農地の被害を低減し、農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。

● 推進事業

- ・ 基幹水利施設管理事業（国）（道）：都市整備課
- ・ 国営排水機場操作委託業務（国）：都市整備課
- ・ 大学排水樋門操作委託業務（国）：都市整備課
- ・ 道樋門・樋管操作委託業務（道）：都市整備課
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（町）：産業振興課

## 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

- ・ 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

### 5-1-1 関係機関との情報の共有と連携の強化

重点

#### 概況

本町は、国や道の関係機関との情報の共有を目的に理事者、担当者間においてホットラインを構築するとともに、総合防災訓練等を通じ、防災関係機関との連絡調整等連携の強化を図っている。特に道とは、防災担当者間のテレビ会議等を実施し、防災情報の共有と対応に関わる近隣市町村との連携の強化を図っている。

#### ○ 脆弱性評価

- ・ ホットライン

防災担当者間の実効性あるホットラインを構築する必要がある。

- ・ 防災情報システム

防災情報システムの老朽化が進んでいるとともに、災害時にあっては、ケーブルの断線などにより連絡そのものが取れなくなる可能性がある。

#### ○ 施策プログラム

- ・ ホットライン

現状認識などの積極的な意見交換の場としての担当者間ホットラインの構築

- ・ 防災情報システム

現状防災情報システムの更新及びシステムの複線化を要望

- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）・・・・・・・・・・令和7年度更新
- ・ E m - n e t（緊急情報ネットワークシステム）・・・・・導入
- ・ 北海道総合行政情報ネットワーク・・・・・・・・・・令和9年度更新
- ・ 北海道防災情報共有システム・・・・・・・・・・・・・導入

#### ● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

### 5-1-2 住民等への防災情報伝達体制の強化

重点

## 概 況

本町では、災害時に住民への情報伝達手段として、防災行政無線を整備し、役場本庁舎の親局、南空知消防組合長沼支署とながぬま農業協同組合に遠隔制御局、本町内の広域避難場所（9箇所）へ屋外拡声子局を設置し、戸別受信機を全戸配布することにより住民への災害情報の迅速な発信に努めている。また、HPにおいても災害情報の発信を行っている。

### ○ 脆弱性評価

- ・ 戸別受信機の設置の有無

全戸配布をしているが、何らかの事象（設置していない、外出している、電源を入れていない等）により、災害時に正確な情報受信ができない可能性がある。

### ○ 施策プログラム

- ・ HP以外にも長沼町公式LINEアカウントやSNS等を活用した災害時の情報発信に努める。
- ・ 住民への普及啓発に努める。

### ● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

## 5-1-3 外国人、観光客、帰宅困難者等への情報伝達体制の強化

## 概 況

本町内在留の外国人数は、約30人で全人口の0.2%であるが、今後、農業研修生を始め、道央圏連絡道路の完成等による利便性から外国人観光客数は、増えることが予想され、ハザードマップ、避難所の外国語表記や避難指示等の分かり易い言葉による情報伝達が求められている。

### ・ 現 状

- ・ ハザードマップ内の指定緊急避難場所等の名称に英語を付して記載している。
- ・ 「やさしい日本語」でホームページ上にトピックスを掲示

### ○ 脆弱性評価

- ・ 本町内在住外国人や外国人を含む観光客及び町外通勤の帰宅困難者などが、日本語や場所等が理解できず、避難できない可能性がある。

- 施策プログラム
  - ・ 災害発生時に自ら命を守る行動をとれるよう、立ち寄りが予想される観光地や事業所に防災無線を設置する等の情報伝達手段を構築する。
  - ・ 言語・生活習慣・防災意識の異なる要配慮者である外国人を地域住民が特に夏期・冬期の特性に応じたフォローできる環境を作る。
  - ・ 簡単、かつ理解容易な日本語を使用した避難指示等の伝達に留意する。
- 関係計画
  - 長沼町地域防災計画：総務財政課

#### 5-1-4 高齢者等の要配慮者対策の推進

重点

##### 概況

本町では、要配慮者の安全の確保等を図るため、「長沼町ご近所あんしんネットワーク事業」に基づき、福祉担当部局や防災担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行っている。また、行政区、民生委員、長沼町社会福祉協議会、南空知消防組合長沼支署、栗山警察署の避難支援等の実施に携わる関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めている。

- ・ 現 状
  - ・ ご近所あんしんネットワーク事業登録者数 311人(令和7年2月末現在)
  - ・ 長沼町高齢化率 39.2%(令和7年2月末現在)
  - ・ 視覚障がい者に対するハザードマップ読み上げ機能について、ホームページ上にトピックスを掲示

- 脆弱性評価
  - ・ 避難行動要支援者の「ご近所あんしんネットワーク」への登録を促進するとともに、支援協力者を増やす必要がある。
  - ・ 防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る必要がある。
- 施策プログラム
  - ・ 「ご近所あんしんネットワーク」への登録を促進するとともに、支援協力者を増やすため、行政区役員等に協力を依頼する。
  - ・ 地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所等、具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定を推進する。

- ・ 防災知識の普及・啓発のため長沼町出前講座を積極的に活用する。
- ・ 避難行動要支援者とその支援協力者、社会福祉施設等の職員や入所者も参加できるように防災訓練の充実強化を図る。

● 推進事業

- ・ 長沼町防災対策事業（町）：総務財政課
- ・ ご近所あんしんネットワーク事業（町）：保健福祉課
- ・ 緊急通報装置設置事業（町）：保健福祉課
- ・ 高齢者地域ケア推進事業（町）：保健福祉課

● 関係計画

- ・ 長沼町地域防災計画：政策推進課
- ・ 長沼町障がい者基本計画：保健福祉課
- ・ 長沼町障がい福祉計画：保健福祉課
- ・ 長沼町障がい児福祉計画：保健福祉課
- ・ 長沼町高齢者保健福祉計画：保健福祉課
- ・ 長沼町子ども・子育て支援事業計画：子ども育成課
- ・ 保育園における事業継続計画（BCP）：子ども育成課

5-1-5 自主防災組織の活動能力向上

重点

概況

本町では、自主防災組織による地域防災力の向上を目的に、各行政区に防災部長を設置し、防災部長を中心に避難支援、安否確認、被災情報の通報等が行えるよう活動能力の向上を図っている。

○ 脆弱性評価

- ・ 防災部長は、行政区の一役員であることから、知識不足等により自主防災組織のリーダーとしての役割を達成できない場合がある。
- ・ 防災部長を中心とした組織が確立できていない場合、被害情報が錯綜する等更なる混乱が発生する可能性がある。

○ 施策プログラム

- ・ より具体的で確実な避難及び安否確認につながる行政区を単位とした「地区防災計画」の作成推進及び作成支援
- ・ 北海道地域防災マスター受講の便宜を供与し、防災部長等を含む町民の防災能力向上を図る。
- ・ 防災部長に対するハンドブックの配布

- ・ 総合防災訓練の参加等あらゆる場を活用し、本町の防災に関わる考えを普及発する。

● 達成目標

- ・ 地区防災計画の作成

【現状 1 行政区】 ⇨ 【目標 13 行政区】

- ・ 北海道地域防災マスター認定者数（町内在住・氏名公開承諾者）

【現状 74 人】 ⇨ 【目標 100 人】

● 推進事業

長沼町防災対策事業（町）：総務財政課

● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

- ・ 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

5-2-1 電力基盤の整備

概況

本町では、庁舎及び防災拠点となる公共施設に非常用電源設備を装備し、バックアップ体制の充実を図るとともに、一般家庭での太陽光発電設備などの再生エネルギーの利用及び省エネについて意識啓発を図っている。

○ 脆弱性評価

- ・ バックアップ設備は役場庁舎及び総合保健福祉センターりふれの2か所に限られ、大規模災害時には、予備の発電機だけでは不足する可能性がある。
- ・ 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえ、安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 防災拠点となる施設への発電機等の配備によるバックアップ体制の充実を図る。
- ・ 大規模災害時における停電復旧作業について本町が協力し、早期に生活安定を図るとともに電気事業者の労力軽減を図る。
- ・ 災害時の機動力の確保と電源対策のため、公用自動車への電気自動車等の導入を図る。
- ・ 電気事業者の供給負荷を低減するため、事業所や一般家庭での省エネやピークカットの取組を推進する。

● 推進事業

- ・ 街路灯維持支援事業（過疎対策事業債）：都市整備課

5-2-2 燃料等供給体制の強化

概況

本町では、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結し、公共施設等への燃料供給について確保している。

・ 現況

- ・ 道と本町の重要施設について「優先的燃料供給の覚書」に基づく施設情報の共有
- ・ 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（南空知石油業協同組合）
- ・ 自家発電機を備えた災害時における地域住民の燃料供給拠点2か所

○ 脆弱性評価

- ・ 災害時における石油燃料等の安定確保に関する取組みが必要である。
- ・ 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

○ 施策プログラム

- ・ 災害時における住民生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制の構築を図る。
- ・ 災害時における燃料給油拠点を確保するため、国や北海道、民間事業者との連携により、燃料給油拠点への発電機の導入を促進する。

● 推進事業

長沼町防災事業（住民拠点SS指定の促進）（町）：総務財政課

- ・ 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

5-3-1 長幌上水道企業団との連携の強化

重点

概況

本町では、南幌町と共に事務組合（長幌上水道企業団）を設立し、浄水処理から給排水管の維持管理及び料金収納までの全ての業務を実施し、水需要に対応した良質な水道水の安定供給の確保を図っている。

○ 脆弱性強化

- ・ 水道施設や排水管の老朽化が進んでおり、地震等の発生により長期間の断水が起きる可能性がある。
  - ・ 災害時における本町と長幌上水道企業団との応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。
- 施策プログラム
- ・ 災害時等において飲料水や生活用水を確保するため、本町と長幌上水道企業団との連携による応急給水・応急復旧体制の整備を図る。
  - ・ 災害時の広域対応、近隣事業者との相互協力体制の構築を図る。
- 関係計画
- ・ 水安全計画：長幌上水道企業団
  - ・ 経営戦略：長幌上水道企業団
  - ・ 水道ビジョン：長幌上水道企業団

### 5-3-2 下水道事業の防災対策強化

#### 概況

本町では、公衆衛生及び公共用水域の水質保全を目的に下水道事業及び農業集落排水事業の整備を推進している。

- 脆弱性評価
- ・ 防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。
  - ・ 災害時における生活排水等の公共用水域への流出を防止する必要がある。
- 施策プログラム
- ・ 危機管理体制
 

災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画に基づく危機管理体制の強化を図る。
  - ・ 施設の維持管理
    - ・ 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。
    - ・ 老朽化が進む下水道施設について、機械や電気設備のほか管路等を計画的に更新し適正な維持管理に努める。
    - ・ 下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を

促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。

● 推進事業

- ・ 下水道事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）：都市整備課
- ・ 集落排水事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）：都市整備課

● 関係計画

- ・ 下水道事業業務継続計画：都市整備課
- ・ 長沼町ストックマネジメント計画：都市整備課
- ・ 長沼町農業集落施設最適整備構想：都市整備課

- ・ 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

5-4-1 交通ネットワークの整備

概況

本町では、バスが唯一の公共交通機関で、民営3社と町営バスによる通勤、通学、通院等の町民の公共交通機関となっているとともに、町内3エリア区分によるデマンドバスの運行により、「地域の足」として生活を支えている。

○ 脆弱性評価

・ 交通ネットワーク

災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。

・ 道路の整備

災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、国道、道道の他、町道の主要幹線及び観光施設を含む町内公共施設と主要拠点等を結ぶアクセス路等、暮らしを支える道路整備を推進する必要がある。

○ 施策プログラム

・ 交通ネットワーク

・ 災害時における早期の運行再開や代替ルートの設定など、交通業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

・ 浸水想定区域外への駐車場の移転あるいは浸水が予想される場合の車両の移動計画を整備する。

・ 道路整備

・ 快適な暮らしを支えるため利便性の高い道路整備を推進する。

・ 町道舗装の個別施設計画に基づき、路線特性、機能性・安全性、防災性から

優先順位を決定し、舗装補修を推進する。

- ・ 達成目標

町道の舗装率 【現状 55.7%】 ⇨ 【目標 60%】

- 推進事業

- ・ 道路新設改良工事（社会資本整備総合交付金）：都市整備課
- ・ 街路新設改良事業（社会資本整備総合交付金）：都市整備課

- 関係計画

- ・ ほっかいどう道路整備プログラム：都市整備課
- ・ 町道舗装の個別施設計画：都市整備課

#### 5-4-2 物流交通の確保

重点

##### 概況

本町内の物流交通は、地域高規格道路「道央圏連絡道路（泉郷道路）」、道央圏一道東圏を結ぶ一般国道274号及び一般道道「札幌夕張線」を含む9路線の主要幹線道路を中心に、広域交通ネットワークが形成されている。

- 脆弱性評価

- ・ 本町内の主要幹線道路の一部は、最大浸水想定区域内にあり、住民の避難や災害応急対策に影響を与える。
- ・ 国道274号及び道央圏連絡道路の途絶は、道央圏一道東圏及び道北圏への物流を長期間停滞させ、道・国の経済活動に影響を与える可能性がある。
- ・ 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

- 施策プログラム

- ・ 最大浸水想定区域外を通る「道央圏連絡道路」の早期全面開通を要望する等災害に強い物流・交通網を構築し健在することにより、道の物流・交通に最大限に寄与する。
- ・ 一般国道274号の4車線化により、交通渋滞の緩和等災害時の緊急輸送体制の整備を図る。

- 推進事業

- ・ 道央圏連絡道路整備事業（国）：政策推進課
- ・ 一般国道274号整備事業（国）：政策推進課

- 関係計画

- ・ 長沼町橋梁長寿命化修繕計画：都市整備課

## 6 迅速な復旧・復興等

- ・ 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

### 6-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

#### 概況

本町では、大規模災害時においては、できる限り速やかに仮置場を指定し集積させるとともに、南空知公衆衛生組合では処理できない物について、道・近隣市町と調整のうえ、運搬処理する。

#### ○ 脆弱性評価

- ・ 大規模自然災害時においては、通常的生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の片付けごみなどの処理を迅速・円滑に行う必要がある。
- ・ 一時集積所が集積不可能となった場合に、廃棄物が、自宅敷地内や道路に、期間集積されることとなり、住民の復旧意欲を減殺する可能性がある。

#### ○ 施策プログラム

- ・ 災害廃棄物処理計画に基づく迅速・円滑な災害廃棄物処理の実施体制の整備
- ・ 近隣市町村との災害廃棄物処理に係わる協定等の円滑な執行体制の確保

#### ● 推進事業

- ・ 災害等廃棄物処理事業（国）：税務住民課
- ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業（国）：税務住民課

#### ● 関係計画

- ・ 長沼町災害廃棄物処理計画（町）：税務住民課
- ・ ごみ処理広域化基本計画（道央廃棄物処理組合）：税務住民課
- ・ 一般廃棄物処理基本計画（南空知公衆衛生組合）：税務住民課

- ・ 6-2 復旧・復興等を担う人材等の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### 6-2-1 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの運営

#### 概況

本町及び長沼町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努めるとともに、災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠

点の確保等に努めることとしている。

・ 現 況

長沼町社会福祉協議会では、ボランティアの応援派遣等に関し、北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援に関する協定」（平成 27 年 11 月）、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、栗山町、月形町の各社会福祉協議会と「南空知 9 市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定」（平成 26 年 12 月）を締結している。

○ 脆弱性評価

- ・ ボランティア活動の活用体制の構築、担い手の育成強化を図る必要がある。

○ 施策プログラム

- ・ 上記規定に基づく、ボランティアセンター立上げ訓練の実施と検証により、運営体制を確保する。
- ・ ボランティアコーディネーター等の確保・育成を行う。
- ・ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の備蓄や研修・訓練等を実施する。

● 推進事業

社会福祉協議会補助金事業（町）：保健福祉課

● 関係計画

長沼町地域防災計画：総務財政課

---

## 6-2-2 人材の確保と育成

---

概 況

本町は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨に基づき、長沼町における人口の現状分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示し、人材の流出防止の一助としている。

○ 脆弱性評価

- ・ 高齢化、担い手の不足による産業の先細りや雇用の減少は、災害復旧時に必要な建築
- ・ 運搬業等の人員や機材不足となり復旧活動の停滞を招く可能性がある。

● 施策プログラム

- ・ 南空知及び札幌圏にある町としての利点を生かした企業の誘致や新たな雇用の創出を図る。
- ・ 建設業経営体質強化対策事業（道）の活用による建設業界の担い手の確保・育

成を図る。

● 関係計画

長沼町まち・ひと・しごと総合戦略：政策推進課

6-2-3 市街地としての機能の維持・拡大

重点

概況

本町の市街地には、公共施設、商店街、住宅地など、住民生活の核となる機能が集約され、公共施設では、役場庁舎、小中学校、高校といった学校教育系施設、社会教育系施設等の施設が多数整備されてきたが、その多くが築後30年以上を経過し老朽化が著しく、また、人口推移の影響により延床面積が過剰傾向にあるなど、適切な規模を明らかにしたうえでの再整備が必要である。

住宅地は、これまでの住宅密集地から郊外農村部へ徐々に拡大している一方、商店街では、空き店舗、空き地化が進行しつつあり、市街地として機能維持のための取組や、地域住民活動を通じたコミュニティの助長が必要などところである。

・ 現状

施設名	施工時期	耐震化
役場庁舎	昭和37年	○
町立病院	昭和51年	○
小学校	昭和47年（体育館：昭和57年）	○
中学校	昭和48年	○
スポーツセンター	昭和53年	○

○ 脆弱性評価

- ・ 災害対策拠点や避難所となる公共施設の更なる安全性及び快適性への整備が必要である。
- ・ 本町の市街地としての機能が低下し、コミュニティが縮小した場合には、防災上の共助が成り立たなくなる可能性がある。

○ 施策プログラム

- ・ 公共施設の安全性及び快適性の更なる向上
- ・ 平時からの地域コミュニティを助長させるまちづくり
  - ・ 行政区（自治会）活動等の活性化によるコミュニティ
  - ・ 子ども・子育て支援に係わるコミュニティ
  - ・ 生涯各期の学習機会によるコミュニティ

- ・ ながぬま温泉・温泉施設を中心としたコミュニティ

## ● 推進事業

- ・ 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（国）：総務財政課
- ・ 一体型義務教育学校整備事業（学校施設環境改善交付金）：学校教育課
- ・ 都市公園長寿命化対策事業（社会資本整備総合交付金）：都市整備課
- ・ 公営住宅建替事業（社会資本整備総合交付金）：都市整備課
- ・ 高齢者保健福祉事業（国）：保健福祉課
- ・ 障がい者福祉事業（国）：保健福祉課
- ・ 子ども・子育て支援事業（国）：子ども育成課

## ● 関係計画

- ・ まち・ひと・しごと総合戦略：政策推進課
- ・ 長沼町過疎地域持続的発展市町村計画：政策推進課
- ・ 公共施設等総合管理計画：総務財政課
- ・ 役場庁舎個別施設計画：総務財政課
- ・ 職員住宅個別施設計画：総務財政課
- ・ 公有財産の活用や処分に関する基本方針：政策推進課
- ・ 公営住宅等長寿命化計画：都市整備課
- ・ 住生活基本計画：都市整備課
- ・ 空家等対策計画：都市整備課
- ・ 公園施設長寿命化計画：都市整備課
- ・ 会館・福祉施設個別施設計画：税務住民課
- ・ 学校施設個別施設計画：学校教育課
- ・ 子ども・子育て支援事業計画：子ども育成課
- ・ 社会福祉施設長寿命化個別計画：子ども育成課
- ・ 観光施設個別施設計画：産業振興課
- ・ 高齢者保健福祉計画：保健福祉課
- ・ 障がい福祉計画：保健福祉課
- ・ 総合保健福祉センター個別施設計画：保健福祉課
- ・ 社会教育施設個別施設計画：社会教育課

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画は、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は、概ね8年とする。

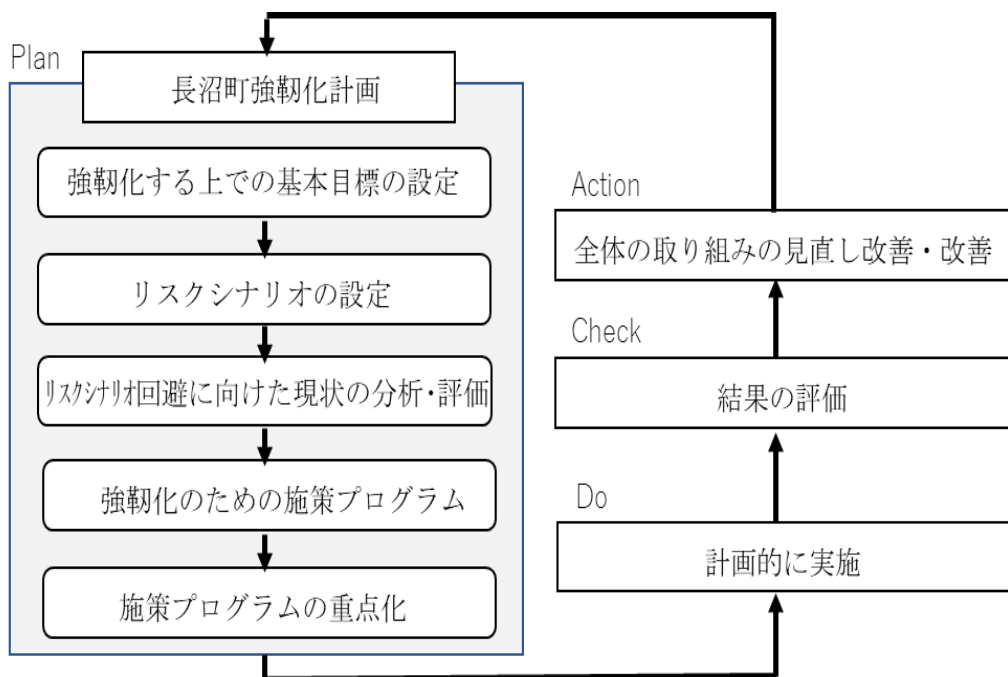
また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

### 2 計画の推進方法

(1) 本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課等を中心に、国や道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていくなど継続的に検証し、効果的な施策の推進を図ります。

#### (2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国や道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくという計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルを構築し、長沼町強靱化のスパイラルアップを図るものとする。



## 強靱化のための施策プログラムとその重要度

起きてはならない最悪の事態		強靱化のための施策プログラム	影響度	推進度	活性度	寄与度	今後の取組（〇担当課）	
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-1-1 住宅、建築物の耐震化	◎	◎	◎	◎	・住宅の耐震診断と改修工事 ④	
		1-1-2 建築物の老朽化・空き家対策	◎	◎	◎	◎	・住宅のリフォーム補助、空家の除却補助 ④ ⑤	
		1-1-3 緊急避難場所及び避難所の指定	◎	◎	○	◎	・避難体制の整備・構築（独居、高齢者等） ④	
		1-1-4 緊急車両や支援物資の輸送を容易にするための道路整備	◎	◎	◎	◎	・緊急輸送道路等の整備推進 ④	
	1-2 土砂災害及び突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-2-1 ハザードマップの整備と危険度の住民周知	◎	◎	○	◎	・あらゆる場を活用したハザードマップの周知 ④	
		1-2-2 河川改修、遊水地・排水機場の運用による治水対策	◎	◎	◎	◎	・国・道への要望と治水対策 ④	
		1-2-3 ため池等の防災対策強化	◎	○	○	◎	・安全点検 ④ ・ハザードマップ等の作成による危険区域の周知 ④	
	1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	1-3-1 除排雪体制の整備	◎	◎	○	◎	・計画的な機材の整備と操作員の育成確保 ④	
	2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災による救助・救急活動の停滞	2-1-1 訓練による救助・救急活動能力の向上	◎	◎	○	◎	・関係機関との連携強化による災害対応能力向上 ④
			2-1-2 自衛隊の体制の維持	◎	○	◎	◎	・体制維持に向けた取り組み推進 ⑤ ⑥
2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生		2-2-1 町立病院による医療救護活動の強化	◎	◎	○	○	・医療従事者の確保、救護所訓練による能力向上 ④	
		2-2-2 福祉支援の強化	◎	◎	◎	○	・社会福祉士、児童福祉士とのネットワークの強化 ④	
2-3 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止		2-3-1 物資供給に関する連携体制の強化	◎	◎	○	◎	・道・近隣市町村との相互支援、企業との協定締結 ④	
2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生		2-4-1 避難訓練の実施	○	◎	○	○	・住民に対する周知と避難訓練の実施 ④	
		2-4-2 積雪寒冷地を想定した備蓄品や避難所対策	◎	○	○	◎	・計画的な備蓄品等の整備及び避難所対策 ④ ⑤ ⑥ ・あらゆる場を活用した意識啓発 ④	
3 行政機能の確保		3-1 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1-1 災害対策本部機能の強化	◎	◎	○	◎	・職員教育の強化 ④
	3-1-2 業務継続体制の整備		◎	○	○	◎	・計画的な防災対策の推進 ④	
	3-1-3 広域応援・受援体制の整備		◎	◎	○	◎	・他自治体との連携強化 ④	
4 経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	4-1-1 企業の業務継続体制の強化	○	○	○	○	・企業の業務継続体制の強化支援 ④	



起きてはならない最悪の事態		強靱化のための施策プログラム	影響度	推進度	活性度	寄与度	今後の取組（〇担当課）	
	4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	4-2-1 食料生産基盤の整備	◎	◎	◎	◎	・省力化、収益率の向上 産	
		4-2-2 地場農産物の付加価値と販路拡大	◎	◎	◎	○	・ブランド化、付加価値の向上、販路拡大 産 政	
	4-3 農地、森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	4-3-1 森林の保全整備	◎	◎	◎	○	・森林が持つ水源の維持、防災・減災対策の強化 産	
		4-3-2 農地・農業水利施設等の保全管理	◎	◎	◎	○	・農業水利施設の計画的整備の要望 産 産	
5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の大幅な低下	5-1-1 関係機関との情報の共有と連携の強化	◎	◎	○	◎	・ホットラインの構築 産	
		5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化	◎	◎	○	◎	・多様な手段での体制構築、連携強化 産 政	
		5-1-3 外国人、観光客、帰宅困難者等への情報伝達体制の強化	○	○	○	◎	・多言語による情報の発信 産 政	
		5-1-4 高齢者等の要配慮者対策の推進	◎	◎	○	◎	・継続的な要配慮者の把握と支援者の構築 保	
		5-1-5 自主防災組織の活動能力向上	◎	◎	○	◎	・防災担当者への機会を捉えた組織化支援 産	
	5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	5-2-1 電力基盤の整備	◎	○	○	○	・非常用発電機の装備及び発電機によるバックアップ 産	
		5-2-2 燃料等供給体制の整備	◎	○	○	○	・燃料給油拠点への発電機の導入 産	
	5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5-3-1 長幌上水道企業団との連携の強化	◎	◎	○	◎	・応急給水・応急復旧体制の整備 産	
		5-3-2 下水道事業の防災対策強化	◎	◎	○	○	・下水道施設の耐震化 産	
	5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	5-4-1 交通ネットワークの整備	◎	○	○	○	・速やかな公共交通手段の構築 産	
		5-4-2 物流交通の確保	◎	◎	◎	◎	・道央圏連絡道路の早期完成要望 政 産	
	6 迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	6-1-1 災害廃棄物処理体制の整備	◎	○	○	○	・災害廃棄物処理のための計画の作成 産
6-2-1 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの運営			◎	○	○	○	・ボランティアセンターの有益な運営計画作成 保	
6-2 復旧・復興等を担う人材等の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下		6-2-2 人材の確保と育成	◎	○	◎	○	・技能者の育成 産	
		6-2-3 市街地としての機能の維持・拡大		◎	◎	◎	○	・住民の移住防止のための魅力ある街作り 産 保 子 学 社 産

備考

視 点	点 数			
影響度：当該施策を講じない場合、生命・財産や社会経済システムに重大な影響を及ぼすか。	◎ 特に大きい。	2点	○ 大きい。	1点
推進度：当該施策の進捗を向上する必要がどの程度あるか。	◎ 特に進捗の向上が必要	2点	○ 進捗の向上が必要	1点
活性度：大規模災害発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の問題解決にも有効に機能する。	◎ 特に効用がある。	2点	○ 効用がある。	1点
寄与度：国全体の強靱化への寄与	◎ 特に寄与する。	2点	○ 寄与する。	1点



## 沿 革

令和3年	3月 1日	長沼町強靱化計画	策定
令和4年	3月30日	長沼町強靱化計画	改訂
令和7年	3月27日	長沼町強靱化計画	改訂

道央圏連絡道路（泉郷道路長沼ランプ）



撮影：村重勝也